



平成31年1月23日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 野地 祐二

室長補佐 村木 幸広

企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

毎月勤労統計調査 平成30年11月分結果確報

当調査においては、本来「500人以上規模の事業所」については全数調査すべきところ、一部抽出調査を行い、かつ抽出調査を行う場合に行う必要がある統計的処理(復元※)を平成16年から平成29年までの間行つておりませんでした。国民の皆さん、統計に関わる皆さんにご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。詳しくは、平成31年1月11日の公表資料に掲載しています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03207.html)

平成30年11月分確報から、掲載する数値を、従来公表してきた値から、平成24年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても復元して再集計した値(再集計値)に変更しましたのでご注意ください。詳細については16ページをご参照ください。

※復元とは、抽出調査を行った際に行うべき統計的処理で母集団の調査結果として扱うための計算。

(前年同月と比較して)

- 現金給与総額は、一般労働者が368,913円(1.8%増)、パートタイム労働者が100,078円(2.9%増)、パートタイム労働者比率が31.22%(0.29ポイント上昇)、就業形態計では285,196円(1.7%増)となった。
- なお、一般労働者の所定内給与は313,342円(1.4%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,142円(2.3%増)となった。
- 共通事業所による現金給与総額は、一般労働者が0.8%増、パートタイム労働者が1.6%増、就業形態計では1.0%増となった。
- 就業形態計の所定外労働時間は11.1時間(2.6%減)となった。

(事業所規模5人以上、平成30年11月確報)

区分	就業形態計	一般労働者		パートタイム労働者		
		前年比(差)	前年比(差)	前年比(差)	前年比(差)	
月間現金給与額		円 %	円 %	円 %	円 %	
現金給与総額	285,196	1.7	368,913	1.8	100,078	2.9
きまつて支給する給与	266,337	1.3	341,933	1.4	99,177	3.0
所定内給与 (時間当たり給与)	245,649	1.3	313,342	1.4	95,964	3.0
所定外給与	—	—	—	—	1,142	2.3
特別に支払われた給与	20,688	0.6	28,591	1.0	3,213	-0.9
実質賃金	18,859	8.7	26,980	9.2	901	2.7
現金給与総額	—	0.8	—	0.8	—	1.9
きまつて支給する給与	—	0.3	—	0.4	—	2.0
月間実労働時間数等		時間 %	時間 %	時間 %	時間 %	
総実労働時間	147.4	1.3	175.0	1.6	86.5	0.5
所定内労働時間	136.3	1.6	160.0	2.0	84.0	0.6
所定外労働時間	11.1	-2.6	15.0	-2.0	2.5	-3.9
出勤日数	19.1	0.3	20.9	0.4	15.0	0.0
常用雇用		千人 %	千人 %	千人 %	千人 %	
本調査期間末	50,188	0.7	34,521	0.0	15,668	2.2
パートタイム労働者比率	31.22	0.29	—	—	—	—

注1：平成30年11月分確報から、平成24年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値(再集計値)に変更しており、従来の公表値とは接続しないことに注意。

注2：前年比(差)は、単位が%のものは前年同月比、ポイント又は日のものは前年同月差である。

〔便物認可〕

日本経済新聞

統計不信

識者に聞く

厚生労働省の毎月勤労統計で長期にわたり不適切な調査が行われていたことが判明しました。

「統計を扱うプロがしっかりと配置されているのか、明らかにされていないが、明らかにされないが間違っているとわかっているはずだ。わかってやつたなら、とんでもない。また不適切だと知らなかつたといふなら、初歩的なことを理解していないという点で大問題だ。データに基づく政策の重要性は高まっているのに、人材が育っていないのではないか。厚労省だけ

労働政策実行遅れ懸念

日本総合研究所主席研究員

山田久氏



やまだ・ひさし 87年京大経卒、住友銀行（現三井住友銀行）入行。日本総研調査部長兼チーフエコノミストを経て、17年から理事。厚生労働省の労働政策審議会・同一労働同一賃金部会の委員などを務めており、労働経済やマクロ経済分析などが専門分野。55歳

でなく、統計行政全体の問題化に追いついてない」
題が深刻な形で出てきた

「かつてのよう

に經濟がどのようにみていますか。

右肩上がりの時代では今回

「雇用保険や労災保険の

給付額が過少だったという

で許されたかもしれない。

それが低成長の時代にな

が万事ということになりか

り、統計の精度がより重要

になつてゐるという構造変

化に密着しており、徹底的

に密着してお

り、労働政策は国民生

活に密着してお

り、徹底的

と懸念している。そもそもが、現実には失敗するもの

脱時間給制度は導入が遅れ

に遅れていた。働き方改革

に遅れていた。働き方改革

が4月に施行を控え

るなど、労働政策は現在進

行中といえる。影響を最小

化するために統計に適切な

処理を施すなどの対応を取

るべきだ。統計がおかしい

からと全否定すれば、國民

生活に影響が出る。統計の

問題と政策を冷静にしゆん

べべきだ。

別すべきだ」

「厚労省では2018

年、裁量労働に関するアドバイスでも不適切な扱いがありました。

「監督する側の責任も重

みを見直すことが先だろ

う」（聞き手は奥田宏）

に原因を究明して再発防止

策を講じないといけない」

た。異常値が出たら、背

景にある重大なミスを指摘

する能力を持たないといけ

ない」

「官僚組織は間違いが無

いことを前提にしている。

そのため失敗を躊躇したがる

結果、既に深刻な事態

になつてている。よい企業は

失敗したら、すぐに組織で

共有して修正する。省庁全

ての風土を変えていかない

といけない」

「統計に外部監査を入れ

たらどうか。統計業務を民

間企業に委託するという考

えもあるが、一長一短で

効率化は進んでも情報漏洩

のリスクもある。公式統計

には行政としてお墨付きが

頼性を担保するための枠組

みを見直すことが先だろ

う」（聞き手は奥田宏）

点検結果の概要

- 報告件数は372調査、5統計（統計調査以外の方法による基幹統計）
 - 〔 統計調査（372調査）の内訳
基幹統計調査…51
一般統計調査…233
すでに終了している一般統計調査…88 〕
- 繊維流通統計調査のように公的統計の信頼を損なうような例はなかった。

※繊維流通統計調査における不適切な処理について
・昨年末、経済産業省所管の一般統計調査である繊維流通統計調査について、①過去のデータを長期間そのまま使用する、②これらの数値の一部について6年かけてゼロにする、といった不適切な処理が行われていることが判明した。
・この不適切な処理の結果、毎月公表している統計調査の数値と、実際に企業から回答のあった数値に大きな乖離があることが確認された。（この内容については、昨年12月26日に経済産業省が公表）
- 承認された調査計画の内容と実際の内容との間に相違があり、手続き上の問題がある例（は上記372調査のうち138調査）
 - ※ 別添1及び2参照。
- 問題のある相違の例 ※（ ）内は該当する調査数
 - ・公表の遅延（95調査）
 - ・報告者数（調査対象者数）の変更（13調査）
 - ・報告を求める期間の変更（24調査）
 - ・予定されている集計事項（公表内容）の一部未公表（12調査）
- ※事例の各件数については、1統計調査で複数の事例に該当している場合があり、問題のあった統計調査の数と事例の合計件数は必ずしも一致しない。

(公印省略)

総政企第9号

平成29年1月11日

各府省統計主管部局長等会議構成員 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）

統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検について

昨年末、一般統計調査において不正な事務処理を行っていたことが発覚し、職員が処分されるという事案がありました。本件は、一統計のみならず、政府統計全体や行政そのものに対する国民・企業等の信頼を損ないかねない極めて重大な事案であり、今後、同様の事案が決して起こらぬよう、各府省等におかれましては、徹底していただきたいと存じます。

また、今回の事案を踏まえ、各府省等の所管する統計について、統計法遵守の状況を、以下の視点で一斉点検させていただきます。対象は、基幹統計調査及び一般統計調査並びに統計調査以外の方法により作成する基幹統計の全てとします。

＜点検の視点＞

○【基幹統計調査及び一般統計調査】

周期調査・・・直近で行った統計調査について、総務大臣の承認を受けた当該調査計画の内容と異なるものとなっていないかどうか（一回限りの統計調査も同様）

経常調査・・・現在行っている統計調査について、総務大臣の承認を受けた当該調査計画の内容と異なるものとなっていないかどうか

○【統計調査以外の方法により作成する基幹統計】

現在作成している又は直近で作成した統計について、総務大臣に通知した作成方法の内容と異なるものとなっていないかどうか

上記の点検について、別添様式にまとめていただき、1月20日(金)15:00までに、下記連絡先宛てに報告してください。なお、当報告を踏まえて、更に詳細なヒアリングを行うことも想定しておりますので、御承知おきください。また、報告いただいた点検結果は、後日公表させていただきますので、御承知おきください。

御協力のほど、何とぞよろしくお願ひいたします。

【連絡先】

総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室

越、樽松、鶴岡

e-mail : s-soukatsu@soumu.go.jp

TEL : 03-5273-1142

FAX : 03-5273-1181

(様式)

【府省等名 :

統計調査又 は統計の 名称	基幹・ 一般の別	周期・経常・ 一回限りの別 (注1)	調査期間・調査（統 計作成）の頻度・作 成時期 (注2)	調査計画又は通知と実態とが異なる場合の内容 (注3・4)	備考 (注5)

【記入上の注意】

(注1) 「周期」とは1年以上の周期で行われる調査（又は作成される統計）、「経常」とは1年末満の周期（毎月、毎四半期、毎半年など）で行われる調査（又は作成される統計）を意味します。

(注2) 周期調査（又は一回限りの統計調査）については、直近の調査期間（平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日）を記載してください。経常調査については、「毎月」「毎四半期」のように、調査の頻度を記載してください。また、統計調査以外の方法により作成する統計についても、周同期に作成する場合は、直近の作成時期、経常的に作成する場合は、「毎月」「毎四半期」のように記載してください。

(注3) 総務大臣から承認を受けた調査計画又は総務大臣に対してなされた通知の内容と異なる取扱いをしている実績があった場合、具体的数字を含めその詳細を記載してください。

【具体例】

(注4) ……統計調査について、調査計画上〇〇〇〇の範囲としているが、実際には△△も対象になっている。

・母集団情報について、調査計画上〇〇〇〇名簿を使うこととしているが、実際には△△を用いている。

・報告者数について、調査計画上 800 としているが、実際には 1000 になっている。

・集計事項について、調査計画上予定された集計事項の一部を実際には公表していない。

・公表時期について、調査計画上の公表時期よりも実際には 1か月遅れている。

(注5) 優微変更として申請を要しないものに該当する場合は、その旨、記載願います。また、それ以外に特段記載すべき事項があれば併せて記載してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

別添

出典：総務省

基幹統計の点検内容

府省庁等名（担当課室名） 統計・調査名称	承認・公表されている調査計画等の内容 (A欄)	直近の実施内容に基づく実績 (B欄)	自己点検結果 △欄と□欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合は×
① 調査対象の選定方法	(いずれかにチェック又は記載) 地理的範囲【□全国 □一部地域 ()】 属性的範囲【□世帯・個人 □企業・法人 □事業所 □その他 ()】	地理的範囲【□全国 □一部地域 ()】 属性的範囲【□世帯・個人 □企業・法人 □事業所 □その他 ()】	
② 全数調査・抽出調査等の別	(いずれかにチェックを付す) □全数調査 □一部全数調査（全数の範囲：) □抽出調査	□全数調査 □一部全数調査（全数の範囲：) □抽出調査	
③ 抽出方法等	(選定の方法にチェックを付すとともに、使用する母集団情報を記載) 選定方法【□全数 □無作為抽出 □有意抽出】 母集団情報 []	選定方法【□全数 □無作為抽出 □有意抽出】 母集団情報 []	
④ 標本設計の概要（無作為抽出、有意抽出の場合）	(抽出区分（産業別、規模別等）ごとに目標精度や抽出率、上位●%選定等を記載)	(左欄との違いを記載)	
⑤ 報告者数	(いずれかにチェック又は記載) □ [] 世帯・人 □ [] 法人・事業所 □その他 [] 母集団の数 []	□ [] 世帯・人 □ [] 法人・事業所 □その他 [] 母集団の数 [] ※ 左欄と異なる場合、その理由を記載	

2 復元推計の実施	直近の実施内容に基づく実績	自己点検結果 抽出率に対応した適切な復元推計が行われていることが確認された場合は○
	(いずれかにチェック又は記載) □必要なし（全数調査等） □必要あり→ [□実施（復元率： 〔プログラムの確認年月・確認方法 〕 □未実施	

(注) 1 本票には、貴省庁等が所管する基幹統計ごとに作成してください。また、同一の基幹統計であっても、調査票ごとに「①調査対象の選定方法」の「②全数調査・抽出調査等の別」が異なる場合には、調査票単位に作成したうえで、それをまとめた調査全体についても作成して下さい。

2 点検は、確報を公表している直近の調査の実施状況を基に実施して下さい。

3 「1 調査対象の選定方法」、「2 復元推計の実施」のうち、「1 調査対象の選定方法」の「⑤報告者数」以外について、平成28年度以降に変更している場合、変更前についても、別途点検票を作成して下さい。

4 「承認・公表されている調査計画等の内容」には、点検の対象となった調査に係る承認内容等に基づき記載して下さい。

5 「1 調査対象の選定方法」の「② 全数調査・抽出調査等の別」欄については、目標精度を確保するため、調査対象数を算出した結果、全数抽出している階層がある場合は、「抽出調査」にチェックして下さい。

6 「1 調査対象の選定方法」の「④ 標本設計の概要（無作為抽出、有意抽出の場合）」欄については、既存の資料がある場合はその資料を添付し、ここでの記載は「別添資料参照」と記載して下さい。

7 「1 調査対象の選定方法」の「⑥報告者数」について、最新の母集団名簿に基づき算定した結果、調査計画上の数字と相違した場合、調査計画上の標本設計を見直したか否かを、「直近の実施内容に基づく実績」欄に記載して下さい。また、標本設計を見直していない場合は、自己点検結果は○となります。

8 基幹統計のうち加工統計（6統計）は、別途、統計法第26条に基づく作成方法の通知内容との相違の有無について、点検を実施します。